

## 浜松市下水道事業の再評価実施要綱細目

### 第1条 目的

「浜松市下水道事業の再評価実施要綱細目」（以下「本細目」という。）は、「浜松市公共事業評価実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、下水道事業の再評価を実施するための細目をまとめたものであり、下水道事業の効率的・効果的实施並びにその過程の透明性・客観性の一層の向上を図ることを目的とする。

### 第2条 適用範囲

本細目は、標準的な下水道事業を対象として再評価を実施する場合を想定し策定したものである。事業特性等個別の事情により、本細目によることが適切でない場合は、別途適切な方法を講じ、再評価を実施しなければならない。

### 第3条 対象事業

要綱第3条第1項第1号に規定する事業は、国土交通省の「下水道事業の再評価実施要領細目」（以下「国交省再評価細目」という。）第3第1項に準じるものとし、以下の事業を対象とする。

- ・公共下水道事業
- ・特定環境保全公共下水道事業

### 第4条 事業採択の定義

要綱第4条第2項第1号及び第2号における「事業採択」とは、国交省再評価細目第4第2項第1号に準じる。

#### 2 社会的状況の急激な変化等により、再評価の実施の必要性を判断する際の視点

要綱第4条第2項第3号における社会的状況の急激な変化等があった場合には、国交省再評価細目第4第4項に準じて、再評価の実施の必要性を判断する。

### 第5条 評価の手法

要綱第6条第5項で規定する評価の手法は、国交省再評価細目第4第5項に準じて選定する。

### 第6条 評価項目

要綱第6条第6項において規定する具体的な評価項目は、前条において選定された評価手法に基づき、国交省再評価細目第6各項から設定する。

### 第7条 その他

その他、本細目に定めのない事項については、国交省再評価細目を参考とすることができる。

附 則

本細目は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本細目は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

本細目は、令和2年12月1日から施行する。